

特定水産資源くろまぐろの令和5管理年度における知事管理区分に配分する
漁獲可能量の変更について（報告）

鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課

- 令和5管理年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の漁獲可能量の変更について
 - 沿岸の定置網において、小型のくろまぐろの入網があり、小型魚の漁獲量が急激に増加した。
 - 6月30日に会長専決によりくろまぐろ漁獲可能量の変更を行い、7月5日に開催された第393回鳥取海区漁業調整委員会で報告を行った。
 - 小型魚の消化率が48%と高くなったことから、小型魚の追加配分を国に要望していたが、国の仲介により大中型まき網との協議が整い、7月24日付けで漁獲可能量の変更が農林水産大臣から通知され、小型魚の漁獲可能量が10トン追加された。
 - 海区漁業調整委員会の承認された配分ルールに基づき、7月26日付けで知事管理区分の配分を行った。追加配分をうけ定置網では、採捕しない措置を解除した。

2 令和5管理年度の漁獲可能量の変更の記録及び漁獲量

（単位：トン）

種類	知事管理区分	当初配分	6/7	6/30	7/26	漁獲量	備考
小型魚	鳥取県くろまぐろ漁業	4.4	5.3	5.7	15.7(+10.0)	2.9	追加は「鳥取県くろまぐろ漁業」に配分
	その他の漁業	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	
	県留保枠	0.4	0.6	0.2	0.2	—	
	合計	4.9	6.0	6.0	16.0(+10.0)	2.9	
大型魚	鳥取県定置網漁業	5.4	6.3	6.4	6.4	0.3	
	鳥取県その他の漁業	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	
	県留保枠	0.6	0.7	0.6	0.6	—	
	合計	6.0	7.1	7.1	7.1	0.3	

【参考】

本県くろまぐろ漁業の漁獲状況（7/24 現在）

種類	知事管理区分	漁獲枠（トン）	漁獲量（トン）	消化率（%）
小型魚	鳥取県くろまぐろ漁業	15.7	2.9	18.5
	曳き縄	7.75	0.0	0.0
	定置網	7.95	2.9	36.4
	鳥取県その他漁業	0.1	0.004	4.0
	県留保枠	0.2	0.0	0.0
	合計	16.0	2.904	18.1
大型魚	鳥取県定置網漁業	6.4	0.3	4.7
	鳥取県その他の漁業	0.1	0.0	0.0
	県留保枠	0.6	0.0	0.0
	合計	7.1	0.3	4.2



5 水管 第 1185 号
令和 5 年 7 月 24 日

鳥取県知事 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

くろまぐろに関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

くろまぐろに関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 6 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

（表） くろまぐろに関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量 (鳥取県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ (小型魚)	6.0 トン	16.0 トン

令和 5 年 7 月
水 産 庁

ダブリューシービーエフシー
「WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）北小委員会・
アイエーティーティーシー
IATTC（全米熱帯まぐろ類委員会）の合同作業部会」及び
「WCPFC北小委員会」の結果について

1 日時・場所

(1) 日程

7月3～5日 WCPFC 北小委員会・IATTC 合同作業部会

7月6～7日 WCPFC 北小委員会

(2) 場所

福岡市

2 出席国・地域

日本、米国、カナダ、韓国、台湾、フィリピン、NZ、フィジー、メキシコ※¹、中国※²、ソロモン諸島※²、バヌアツ※²

(他、関係する国際機関、NGO等が出席。)

※¹ WCPFC 北小委員会・IATTC 合同作業部会のみ出席

※² WCPFC 北小委員会のみ出席

3 我が国出席者

福田水産庁資源管理部審議官(我が国代表)、宮原農林水産省顧問(北小委員会議長)、太田農林水産省顧問(漁獲証明制度技術会合議長)ほか、水産庁、外務省、経産省、国立研究開発法人 水産研究・教育機構及び業界関係者。

4 結果概要

WCPFC 北小委員会・IATTC 合同作業部会での議論を経て、WCPFC 北小委員会として、12 月に開催される WCPFC 年次会合に、以下の勧告を行うことが合意された。

(1) 太平洋クロマグロの資源管理措置

- ① 小型魚から大型魚への振替に当たっての特例措置（小型魚の漁獲上限を 1.47 倍して大型魚に振替可）の上限拡大。

韓国	(現行)漁獲上限の 25%	(拡大後) 漁獲上限の 40%
日本等	(現行)漁獲上限の 10%	(拡大後) 漁獲上限の 30%

- ② 資源回復目標（初期資源量の 20%）達成後、(2) の新たな管理方式の策定までの間に適用する暫定的な管理ルール（資源が初期資源量の 20%以上に維持される範囲で、管理措置の変更が可能）。

〔 このほか、各国より太平洋クロマグロの漁獲や管理の状況等を報告。 〕

(2) 太平洋クロマグロの新たな管理方式

新たな管理方式の確立（※2025 年を目標）に向けて、管理基準値や漁獲制御ルール(HCR)の候補を選定。

(3) 北太平洋ビンナガの管理方式

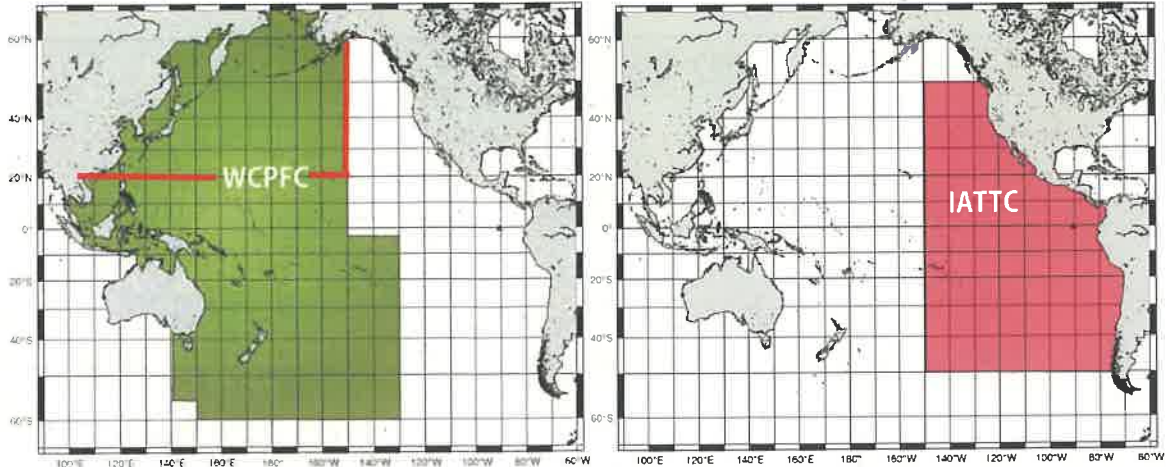
中長期的に適用される北太平洋ビンナガの管理枠組みに関する具体的な漁獲制御ルールを含む管理方式。

5 今後のスケジュール

8月7日～11日 IATTC「年次会合」（カナダ）

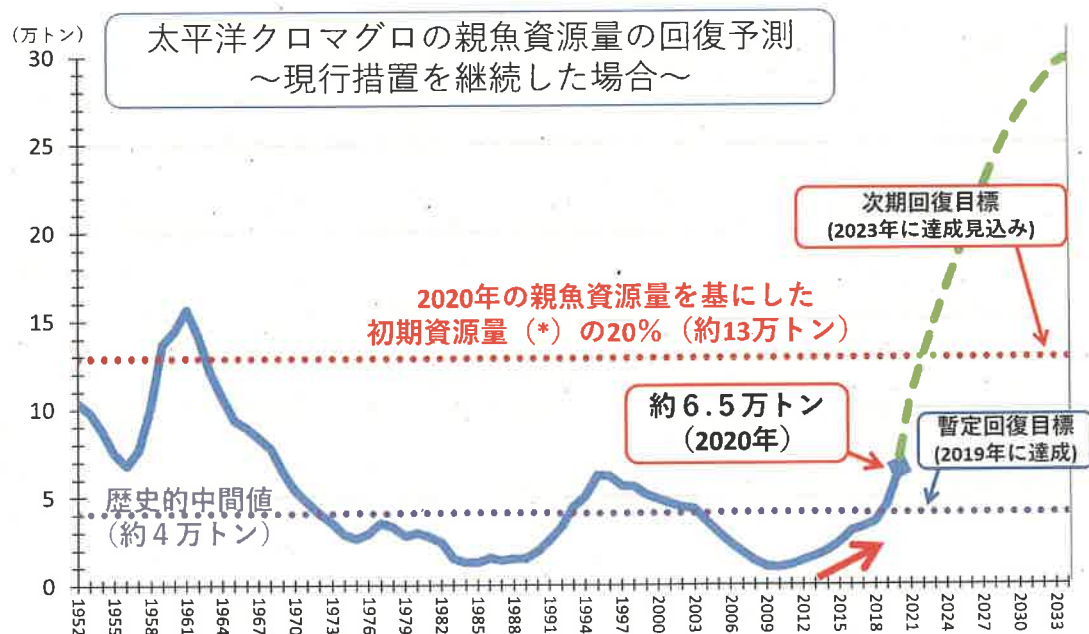
12月4日～8日 WCPFC「年次会合」（クック諸島）

【参考1 WCPFC と IATTC】



※ WCPFC北小委員会は、主に北緯20度以北の水域に分布する資源（太平洋クロマグロ、北太平洋ビンナガ、北太平洋メカジキ）の資源管理措置について本委員会に勧告を行う。

【参考2 最新の資源評価の結果】



(*) 初期資源量：資源評価上の仮定を用いて、漁業が無い場合に資源が理論上どこまで増えるかを推定した数字。かつてそれだけの資源があったということを意味するものではない。

資料：ISC22レポート（2022年）

【参考3 現行の太平洋クロマグロの漁獲上限】

決定内容 (2022 年以降)	備考
太平洋クロマグロ全体 14,616 トン ⇒ 16,329 トン	
WCPFC (西太平洋) 小型魚: 4,725 トン ⇒ 4,725 トン 大型魚: 6,591 トン ⇒ 7,609 トン	未利用分の繰越、 小型魚の大型魚への 振替等の関連措置: 2022-2024 年の 3 年間延長
IATTC (東太平洋) 3,300 トン ⇒ 3,995 トン (※1 年あたりに換算)	2022-2024 年の 3 年間の措置